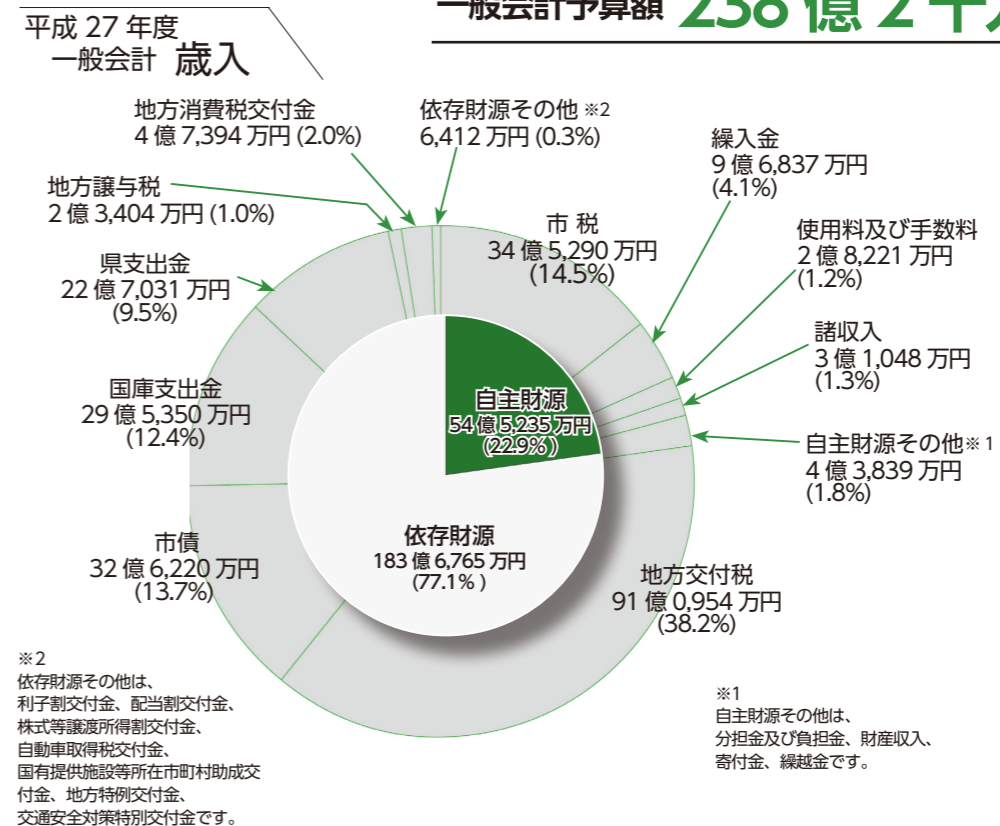


平成27年度 市予算が決まる

市では年2回、財政状況を市民の皆さんにお知らせしています。今月号では、平成27年度各会計の当初予算と、平成26年度各会計の予算の執行状況をお知らせします。

一般会計予算額 **238億2千万円**

原発事故からの復旧・復興を
加速させるとともに、生活
環境の向上を目指します



市税負担の状況は？

- 一人当たり市税負担 87,849円
- 一世帯当たり市税負担 275,153円

※4 市税負担・※5 行政経費の算出は…
各当初予算額÷人口及び世帯数
人口 39,305人 世帯 12,549世帯(平成27年4月1日現在) ※住民基本台帳人口

平成27年度の予算は、事務事業の見直しや経常経費などの歳出削減に一丸となっており、除染や風評被害対策などの経費を「復旧・復興枠」として確保し、原発事故からの復旧・復興を加速化させるとともに、総合計画の目指す6つの基本方針を柱に編成しました。

主な事業として、多面的機能の維持などによる農業の復興、ふくしま森林再生事業による林業の復興、産業団地整備による工業の復興、商店街のにぎわい事業などによる商業の復興、スマートインターチェンジなど道路網の整備による産業や観光の復興、統合小学校の整備による教育環境の充実など、生活環境の向上を目指します。

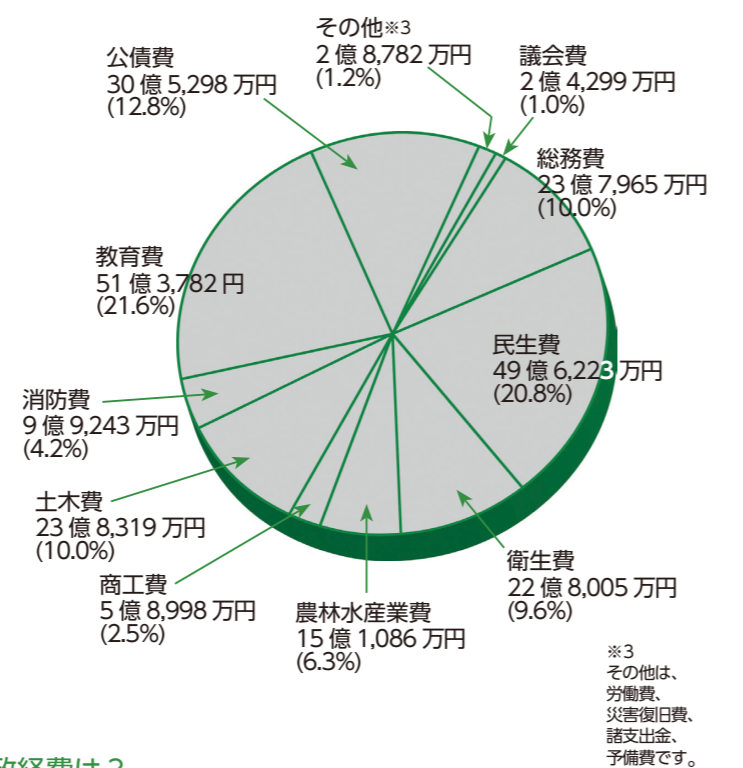
また、幼稚園、保育所の保育料無料化や高校生までの医療費の無料化を継続するなど、少子化対策を推進します。

一般会計の当初予算は、238億2千万円となり、前年度当初予算に比べ55億6千万円、18.9%の減となりました。これは、原発事故に伴う除染対策のほか、本庁舎の建築事業などの減額が主な要因です。

一方、8つの特別会計の総額は119億3,540万円で、前年度比7.5%の増となりました。

また、水道事業会計は、収益的支出が6億8,480万円(前年度比16.8%増)、資本的支出が7億6,803万円(同0.1%増)となりました。

平成27年度一般会計歳出



特別会計予算

会計名	当初予算額	対前年増減率
国民健康保険	55億3,580万円	11.2%
介護保険	41億1,090万円	4.1%
後期高齢者医療	3億6,370万円	10.7%
滝根町観光事業	6億4,970万円	9.1%
農業集落排水事業	2,680万円	2.7%
公共下水道事業	9億6,160万円	3.9%
授産場事業	6,050万円	▲27.3%
診療所事業	2億2,640万円	6.5%
合計	119億3,540万円	7.5%

水道事業会計予算

区分	当初予算額	対前年増減率
収益的収入	6億8,480万円	16.8%
収益的支出	6億8,480万円	16.8%
資本的収入	5億2,972万円	▲0.1%
資本的支出	7億6,803万円	0.1%

※収益的収支：水道水をつくり、家庭に送り届けるために必要な経費と水道料金などの収入
資本的収支：水道施設の建設などに必要な経費とその財源

市民1人あたりの行政経費は？

議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
6,182円	60,544円	126,249円	58,009円	38,439円	15,010円
土木費	消防費	教育費	公債費	その他	合計
60,633円	25,250円	130,717円	77,674円	7,323円	606,030円

【歳出】上の円グラフでは、市が行う事業に必要な経費を目的別に分類しています。行政サービスの水準や行政上の特色を知ることができます。

- 議会費：議会運営のための経費です。
- 総務費：庁舎などの維持管理や行政全般の事務に使われる経費です。
- 民生費：高齢者や障がい者、子育て支援、生活保護などのために使われる経費です。
- 衛生費：各種健診や予防接種、ごみ処理、ごみ減量化の推進などに使われる経費です。
- 農林水産業費：農林業の復興や農林道の整備、土地改良事業などに使われる経費です。
- 商工費：商業の復興や商工業金融対策、観光振興などに使われる経費です。
- 土木費：道路の整備や維持補修、河川の整備、都市計画、市営住宅管理などに使われる経費です。
- 消防費：広域消防組合負担金や消防団運営、消防施設の整備、災害対策などに使われる経費です。
- 教育費：幼稚園、小・中学校などの教育、文化、スポーツの振興などに使われる経費です。
- 災害復旧費：被災した公共施設を復旧する経費です。
- 公債費：学校や道路など、たくさんの費用がかかるものは借入れをして建設を行います。この借入金(市債)を返済していくために使われる経費です。
- 諸支出金：他の支出科目に含まれない経費をまとめた科目です。各種基金への積立金などがあります。

【用語解説】一般会計と特別会計

地方公共団体の会計には、一般会計と特別会計があります。一般会計は、福祉や教育、土木など市の行政運営のうち、一般的な事業の経費を管理する会計です。特別会計は、特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区分して管理する会計です。

【歳入】地方公共団体が、その仕事を行うために必要な経費をまかなうものが収入で、その団体の会計年度における一切の収入を歳入といいます。

- 自主財源：市税や使用料、手数料など市が自主的に収入できるお金です。
- 依存財源：地方交付税や国・県支出金、市債など、国や県から交付されるお金です。
- 市税：市民のみならずから納めていただく税金です。
- 地方譲与税：所得税や自動車重量税などの国税の一部が譲与されるお金です。
- 地方消費税交付金：地方消費税の一部が交付されるお金です。
- 地方交付税：市の財政力に応じて国から交付されるお金です。
- 国庫・県支出金：特定の用途のために国や県から交付されるお金です。
- 繰入金：一般会計、特別会計、基金(市の預金)等の会計間で移動するお金です。
- 諸収入：市の預金の利息や貸付金の元利収入などのお金です。
- 市債：市の事業や国の施策により発行した借入金です。